

「消防法令違反対象物の公表制度について」

重大な消防法令違反の建物を 町ホームページで公表します

★消防法令違反対象物の公表制度とは

愛川町にある重大な消防法令違反の建物を町ホームページで確認できる制度です。

★公表の対象となる建物は

消防法で「特定防火対象物」として定められている、映画館、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設等、不特定多数の方が利用する建物が対象です。（別表参照）

★公表の対象となる違反は

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置義務がある建物で、

- ①これらの消防用設備等が設置されていないもの
- ②維持管理不良により、主たる機能が失われているもの

★公表の時期は

消防職員が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。

また、公表は、違反が是正されるまでの間継続します。

★公表の方法は

愛川町のホームページへ掲載します。

★公表の内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容



制度の開始時期は

平成29年4月1日です

問合せ先：愛川町消防本部 消防課 予防班
電話：046-285-3131

特定防火対象物（公表の対象となる防火対象物）

消防法施行令別表第一から抜粋。

項	用途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 □ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連 特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利 用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 □ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、 介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、老 人福祉法に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援 助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護 支援センター、有料老人ホーム、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家 庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援セ ンター、福祉ホーム、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業若しくは小 規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法に規定する児童発達支援若 しくは放課後等デイサービスを行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就 労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6) 項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に 面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5) 項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの に限る。)